



相模原ゴルフクラブ利用約款【抜粋版】

相模原ゴルフクラブ 2019年11月4日

約款の制定と適用範囲

第1条 当ゴルフ場の施設を利用される方は、会員、非会員を問わず 快適で安全なプレーをお楽しみ頂くため、本約款、及び 当クラブの会則、規則、施行細則、理事会の決定並びにJGA制定のゴルフ規則に従って頂くことになります。

利用契約の成立

第2条 当クラブの施設を利用される会員の方並びに会員が紹介して同伴される非会員の方はフロント備えつけのサイン伝票に自署して頂きます。(住所・電話番号等を含む)これにより当クラブは署名者の施設ご利用をお引受けいたすことになります。

施設利用の拒否

第3条 当クラブは次の場合には施設の利用並びに利用の継続をお断りします。

1. 暴力団等 反社会的勢力に所属していることが判明したとき。
(準ずると認めた者を含む)
2. 受付枠数が満員となりスタート時間に余裕のないとき。
3. 当クラブにおいてプレーされる会員同伴のゲストの年齢は、18歳以上の方
(会員が登録された会員家族については中学生以上)に制限しています。
4. プレーはプレーヤーの複数を以てコースを使用することができが
セルフバッグによるプレーは許可のある場合を除き禁止しております。
5. 技術が著しく未熟であって、他人のプレーに迷惑をかけたとき
6. ルール、マナー及び警告を無視してスロープレーを改めないとき。
7. 利用者が公の秩序もしくは、善良な風俗に反する行為をなした場合
または、なす恐れがあると認められたとき。
8. 天災その他やむを得ない事情によりクローズするとき。
9. その他本約款に違反した場合、並びに当クラブの施設を利用されることが好ましくない事由があるとき。

休場日、開場時間

第5条 当クラブの休場と開場時間は所定の規程によりますが、臨時的に変更することがあります。

危険防止

第6条 ゴルフは時に大変危険な事故を伴う場合がありますのでプレーヤーはエチケット、マナーを守り、キャディのアドバイスの如何にかかわらず全て自己の責任でプレーしていただきます。
万プレー中に他のプレーヤーに損傷を与えた場合、プレーヤー自身の責任において解決していただくことになりますので、充分ご注意ください。
特に次の事項を遵守してプレーして頂きます。

1. (素振り)
素振りは、ティイングエリア内の打席又は指定された場所以外では行わないで下さい。
打順以外のプレーヤーは、ティイングエリアに立ち入らないで下さい。
2. (距離の確認)
先行組に対して、後続組のプレーヤーはキャディのアドバイスの如何にかかわらず自己の飛距離を自分で判断して、先行組に打ち込まないよう注意して下さい。
3. (キャディ及びフォアキャディの合図)
キャディ及びフォアキャディの合図は、先行組が通常の飛距離より前進したと判断される合図ですが、合図があっても打者は自己の飛距離を判断して安全確認の上、打球して下さい。
4. (打者の前方に出ないこと)
同伴プレーヤーは打者の前方には絶対に出ないで下さい。また他のプレーヤーの打球に充分注意して打球して下さい。
5. (隣接ホールへの打ち込み)
隣接ホールへの打ち込みは特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離、飛行方向について適切に判断し、慎重に打球して下さい。
万隣接ホールに打ち込んだ場合には、そのホールのプレーヤーに合図してお詫し邪魔にならないよう打球するとともに、自己の同伴プレーヤーにも充分気をつけ危険のないことを確認して打球して下さい。
6. (退避)
後続組に対して打球させる時は、先行組のプレーヤーは後続組のプレーヤー全員が打ち終わるまで、安全な場所に退避して下さい。
7. (ホールアウト後の退去)
ホールアウトした後は直ちにパッティンググリーンを去り、後続組の打球に注意しながら安全な場所を通り、次のホールに進んで下さい。
8. (雷光・雷鳴があった場合)
雷光や雷鳴がありプレー中断のサイレンが鳴ったときは、直ちにプレーを中止し避難所等 安全な場所に避難して下さい。

エチケット・マナーの遵守

第7条 紳士・淑女の皆さん誰もが楽しいゴルフライフを過ごすことができますよう別に定める当クラブの「エチケット・ノート」の内容に従って下さい。

火気使用の禁止

第8条 コース内やクラブハウス内の喫煙は所定場所以外は厳禁とします。
煙草の吸殻、マッチの燃え殻は必ずよく消して灰皿にお入れ下さい。

クラブ等の確認

第10条 プレー終了後は、クラブ等を点検、本数を確認して伝票にサインをして下さい。
確認後のクラブ等の不足、瑕疵等について、当クラブは責任を負いません。

宅急便

第11条 宅配便によるゴルフバッグ、手提げバッグ、シューズケース等の取り次ぎは致しますが、お取次ぎ中の物品についての紛失、損害については、当クラブでは責任を負いません。

金品その他貴重品

第12条 金品その他貴重品については貴重品ロッカーをご利用頂くか、フロントに預け下さい。ロッカー室、浴場、コース内 等で盗難もしくは紛失等の事故があっても当クラブでは一切の責任を負いません。
フロントでの預り品は預り証の持参人に、預り証と引き換えにお返し致します。預り証を紛失した場合は速やかに届出願います。

ロッカー室の使用・鍵

第13条 ロッカーは、使用中完全にロックされていることを確認願います。
フロントでお受け取りになった鍵付きフォルダーは、紛失せぬよう常時携行下さい。専用の鍵をお持ちの方はロッカー係に鍵をお預け下さい。

駐車場

第14条 自動車は所定の場所に白線に沿って正しく駐車して下さい。
駐車場での自動車の盗難、損害または自動車事故については当クラブでは責任を負いません。

忘れ物

第15条 忘れ物の保管期限は発見日から6カ月とし、その間に自己の所有物であることが証明されたときは、その方に引き渡すものとします。また保管期限を過ぎたものは当方に処分させていただきます。

施設内への持込品の禁止

第18条 施設内への次の品の持込は禁止します。

1. 動物のペット類
2. 著しくい悪臭を放つ物
3. 鉄砲刀剣類
4. 火薬、揮発油等 発火、爆発等の危険性のあるもの
5. 騒音を発するもの
6. その他法令で所持を禁止されているもの

行為の禁止

第19条 次の行為は禁止します。

1. 賭博、その他風紀をみだす行為
2. 当クラブが許可していない物品販売、宣伝広告等の行為
3. 利用者以外のコース内立入り(特別許可する場合を除く)
4. 所定場所以外での携帯電話の使用
5. 他人に迷惑を及ぼし、不快感を与えるハラスメント行為
6. 許可なく当クラブの名称その他を利用した商行為

個人情報の取扱い

第21条 1. 当クラブは、予約時点で電話・ファックス・電子メール等で頂いた個人情報と、プレー当日に署名簿に署名頂きました個人情報につきましては、当クラブの「個人情報に関する基本方針」に則り安全に管理致します。
2. 当クラブでは、ご利用頂きましたお客様に対し、当クラブのイベント情報、営業案内等を郵便、ファックス、電子メール等でご案内する場合があります。

付則 本約款は、2019年11月4日から施行する。

以上